



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

埼玉県学校教育情報化推進計画(案)

(令和6年度～令和8年度)

県民の皆様の御意見をお寄せください。

「埼玉県学校教育情報化推進計画(案)」に対する御意見をお待ちしています。
(別紙様式があります。)

郵 送 〒330-9301 (住所は省略できます。)
埼玉県ICT教育推進課 企画・総合調整担当宛て
FAX 048-830-4954
メール a6640@pref.saitama.lg.jp

- ※ いずれも件名を「埼玉県学校教育情報化推進計画(案)」としてください。
- ※ 必ず住所・氏名を明記してください。
- ※ 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
電話等による口頭での意見はお受けできないので、御了承ください。

- 御意見の募集期間：令和6年9月12日(木)まで(当日消印有効)
- 県民の皆様の御意見をいただき計画を策定する予定です。
- いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。
- 計画案は埼玉県のホームページでも御覧いただけます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2220/jouhoukeikakuiken.html>

目次

第1章 計画策定に当たって	2	第4章 基本方針に基づく施策と取組	17
（1）計画策定の趣旨	2	基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成	17
（2）計画の位置付け	3	基本方針2 教員のICT活用指導力の向上	21
（3）計画の期間	3	基本方針3 ICT活用環境の整備	24
（4）計画の対象	3	基本方針4 ICT活用推進体制の整備と 校務DXの推進	28
第2章 学校教育の情報化の現状と課題	4	第5章 計画の推進	31
（1）児童生徒の活用状況	4	（1）社会全体で取り組むための役割分担と 共通理解の促進	31
（2）教員の指導力	7	（2）計画の着実な実現（指標設定）	33
（3）環境の整備	8		
（4）推進体制と校務	10		
第3章 基本方針	11	参考資料	38
基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成	12		
基本方針2 教員のICT活用指導力の向上	13		
基本方針3 ICT活用環境の整備	14		
基本方針4 ICT活用推進体制の整備と 校務DXの推進	15		

第1章 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

情報通信技術（ICT*）は社会のあらゆる場面に浸透し、私たちが社会生活を送る上で、必要不可欠な基盤となっています。ICTの活用は、私たちのコミュニケーションの方法を変え、サービスの提供を時間や場所の制約から解放し、時には人に代わって機械が提供することを可能にするなど、社会の姿、私たちの生活の在り方を大きく変えています。

これまでに経験のない変化の激しい社会にあっては、児童生徒一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、社会の変化を柔軟に受け止め主体的に学び続けていくことが求められます。

国においては、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備するため、国や地方公共団体等による学校教育の情報化の推進に関する事項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号。以下「法」という。）」が令和元年6月に公布・施行されました。

本県では、学校におけるICTの活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要となっていることに鑑み、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、「埼玉県学校教育情報化の方向性」（以下「方向性」という。）を令和3年12月に策定しました。

本計画は、方向性策定以降の社会状況の変化に対応するとともに、法の基本理念にのっとり、本県の学校教育の情報化に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

予測困難な時代において豊かな人生を送るために必要な児童生徒の力の育成を目指し、日々進展するICTに柔軟に対応しながら、学校に関わる様々な関係者との連携の下、学校教育の情報化を一層推進していきます。

第1章 計画策定に当たって

(2) 計画の位置付け

本計画は、法に基づき、令和4年12月に策定された国の「学校教育情報化推進計画」を基本とし、策定するものです。

また、本県教育行政全般の総合的な計画である第4期埼玉県教育振興基本計画を踏まえて、策定します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

(4) 計画の対象

本計画では、県教育委員会が県立学校の学校設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町村への指導・助言に関することや、教職員の研修・資質向上に関すること、その他関係機関等との連携についても記載しています。

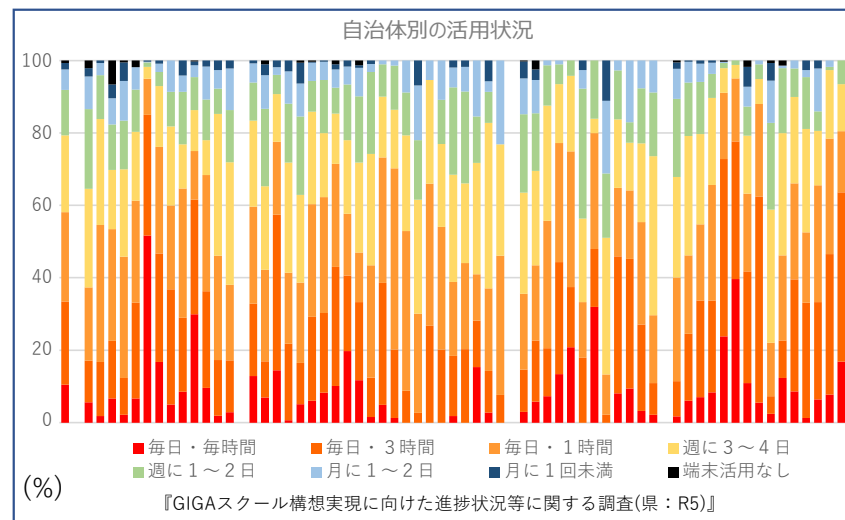
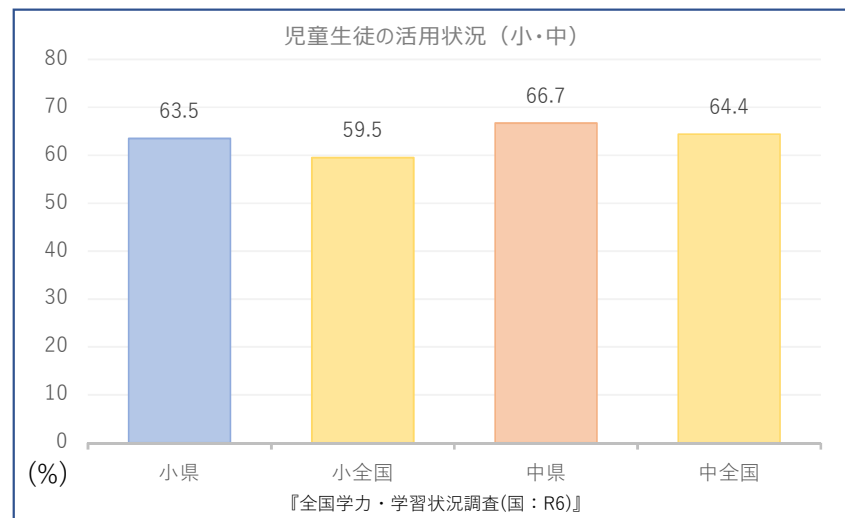
第2章 学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の活用状況

将来の予測が難しい社会において「情報活用能力*」を育成することは、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要であるかを自ら考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするために重要です。

GIGAスクール構想*による整備やコロナ禍*での取組により、授業をはじめとする教育活動の様々な場面にICTを活用した取組が浸透しつつあります。

小・中学校では、国が実施した「令和6年度全国学力・学習状況調査*(令和6年7月公表)」によると、「授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか」との問いに、「ほぼ毎日」又は「週3回以上」と回答した児童生徒が、小学校では63.5%(全国平均59.5%)、中学校では66.7%(全国平均64.4%)の割合となっており、小学校、中学校ともに全国平均よりも高い状況となっています。



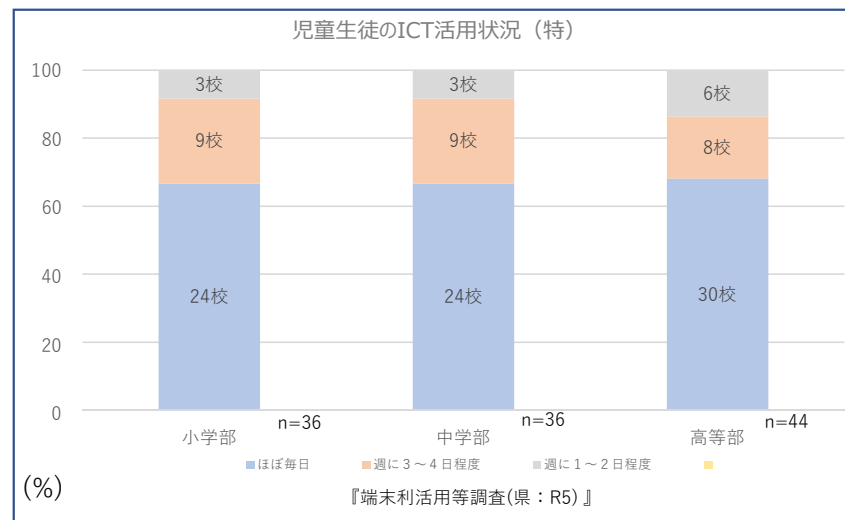
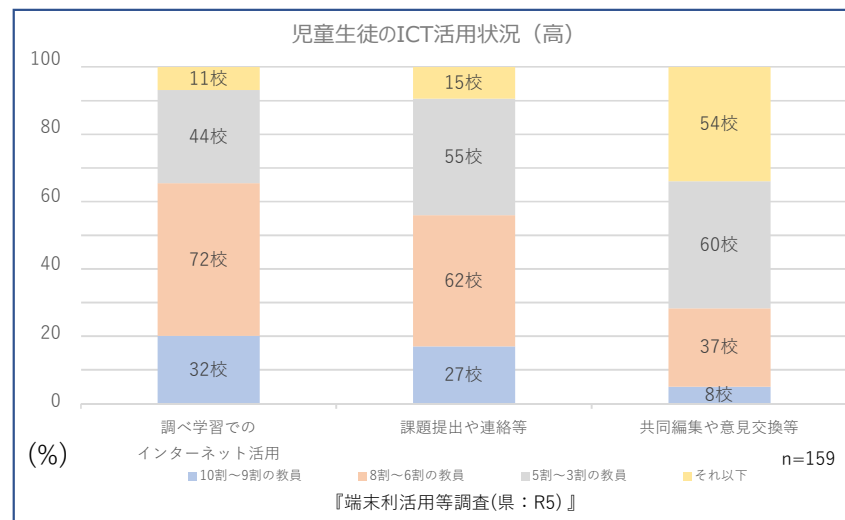
第2章 学校教育の情報化の現状と課題

高等学校では、県教育委員会が実施した「端末利活用等調査(令和6年3月実施)」によると、ほとんどの学校で、調べ学習などの際に、生徒がインターネットを用いて情報を集める、教育アプリケーションを用いて教員が出した課題を生徒が提出するなどといった活用がされています。

特別支援学校においても、小学部・中学部・高等部の全てにおいて、「ほぼ毎日」使用している学校が、多くを占める状況となっています。

いずれの学校においてもICTの活用が進んでいますが、一方で、自治体間や学校間で活用の差が生じていることが課題として挙げられます。今後は全ての学校において児童生徒がICTを新たな学びのツールとして日常的に活用できるようにしていく必要があります。

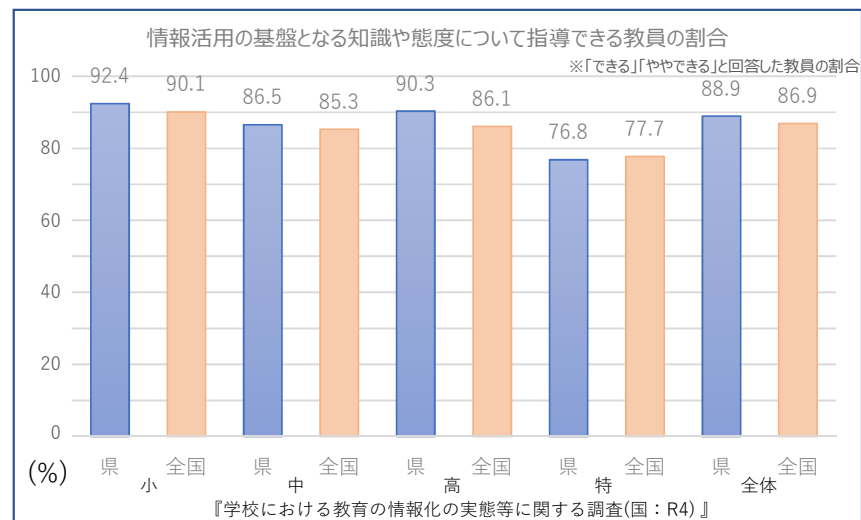
加えて、「主体的・対話的で深い学び*」の実現に向けた授業改善につながるよう、効果的なICTの活用に取り組む必要があります。



第2章 学校教育の情報化の現状と課題

今後は、「学びの変革」に向け、ICTの特色を生かした児童生徒が自身の状況を踏まえて学習を進める「個別最適な学び*」とICT機器やクラウドサービス*等を使用した意見交換などによる「協働的な学び*」の一体的な充実を図ることが重要です。

また、情報モラルや情報リテラシーの指導に加え、児童生徒がデジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができるよう指導を進めていくことも必要です。



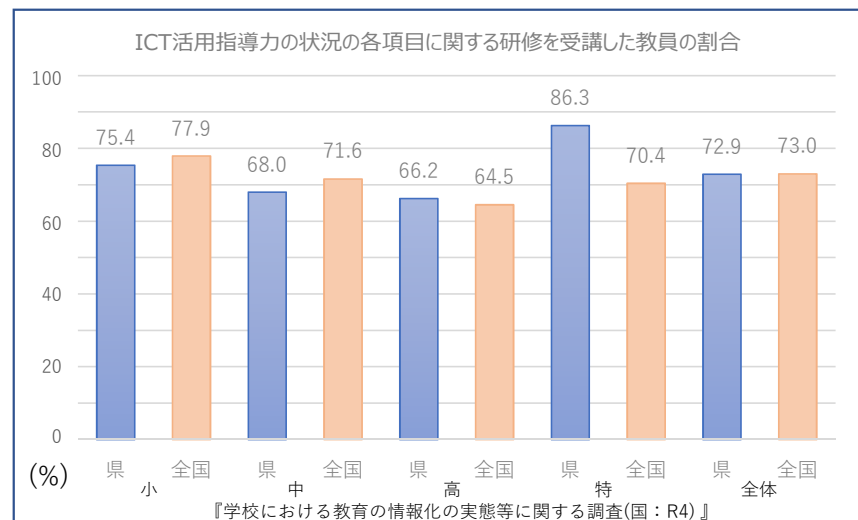
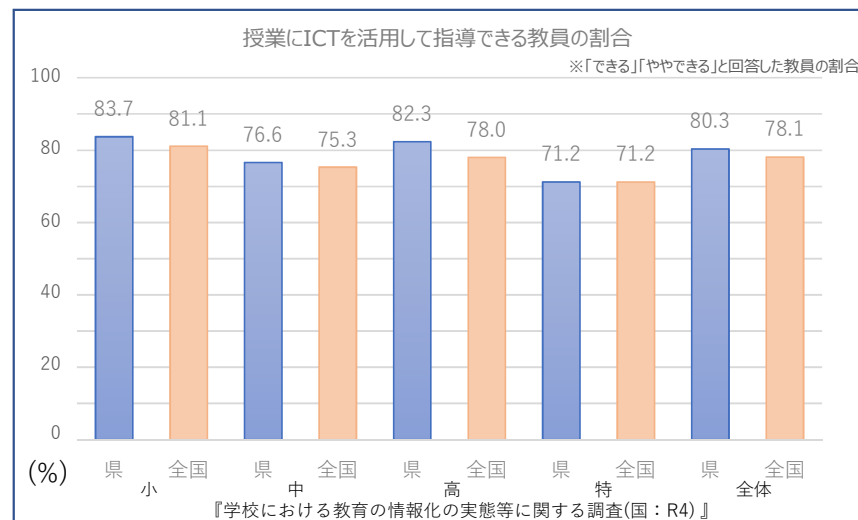
第2章 学校教育の情報化の現状と課題

(2) 教員の指導力

GIGAスクール構想により、タブレット端末をはじめとするICT機器等が急速に整備され、学校現場においては教員個々のICT活用能力に応じた活用が進んでいます。

国が実施した「令和4年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査（令和5年10月公表）」によると、「授業にICTを活用して指導できる教員の割合」は80.3%(全国平均78.1%)、「情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合」は88.9%(全国平均86.9%)と全国平均よりも高い状況です。

これまでも、ICT活用に関する教員研修の実施などにより指導力の向上を図っていますが、今後、ICTの活用が一層重要になることから、「指導の変革」に向けた研修の充実を図るとともに、学校や教員の間で、ICT活用の意義に対する理解や活用状況にばらつきが生じないように取り組む必要があります。



第2章 学校教育の情報化の現状と課題

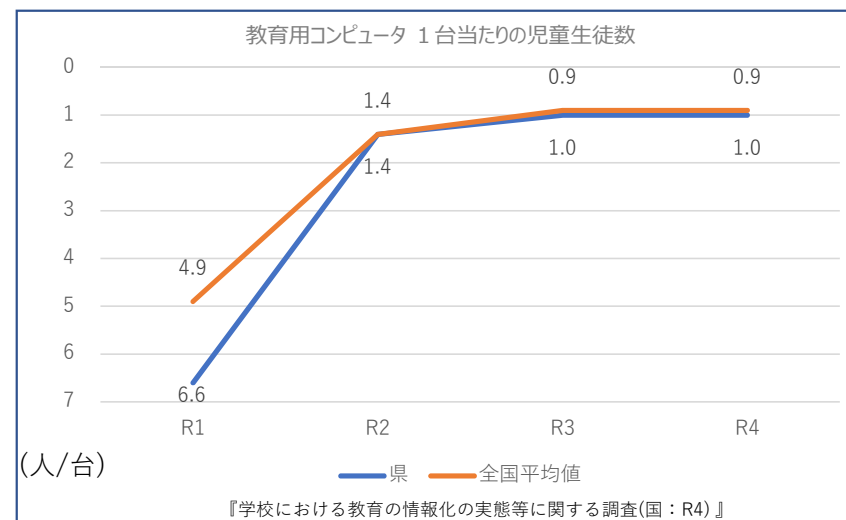
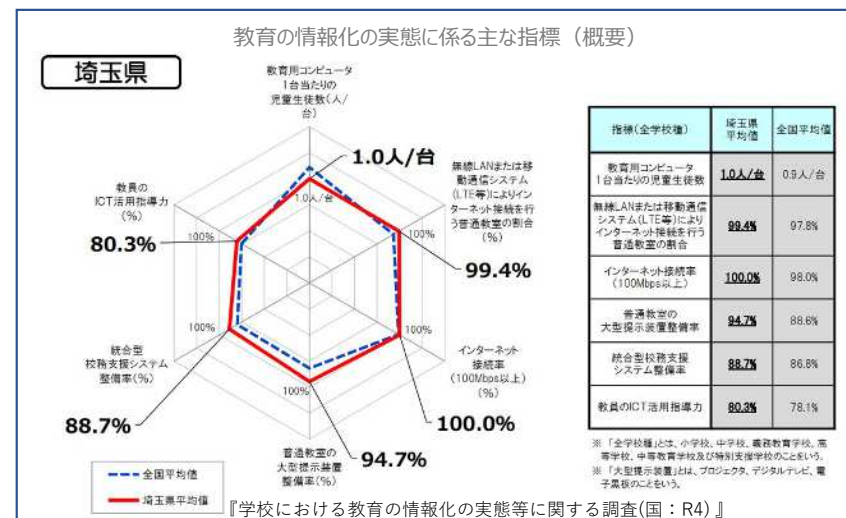
(3) 環境の整備

GIGAスクール構想により、県内小・中学校では、高速大容量の通信ネットワークと1人1台端末の整備が進み、学校のICT環境が急速に進展しました。

義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、令和5年度から個人所有端末の活用による整備を学年進行で進めています。なお、特別支援学校高等部の生徒が個人所有端末を購入した場合には、特別支援教育就学奨励費で一定額を扶助しています。

あわせて、端末購入が困難な世帯への貸出用端末を整備したり、視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用に当たって必要となる入出力支援装置などを整備したりしています。

引き続き、各家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育的ニーズへの配慮も踏まえて、適切なICT環境を整備していくことが必要です。



第2章 学校教育の情報化の現状と課題

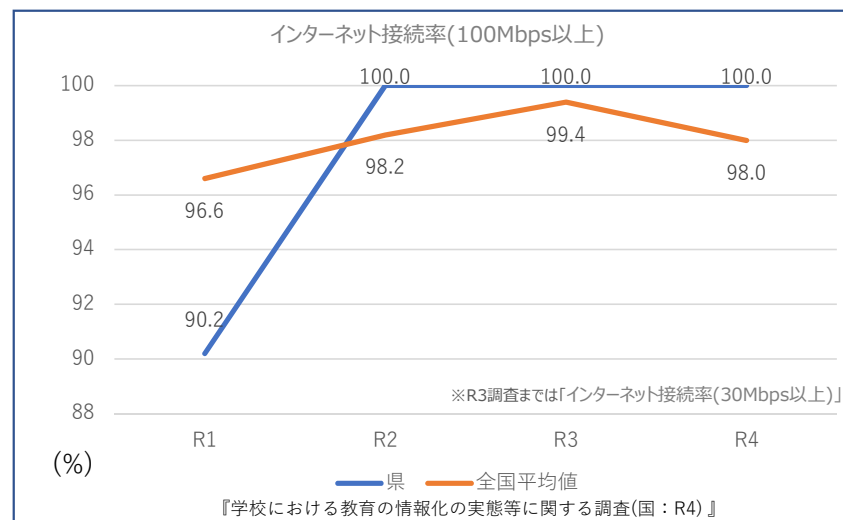
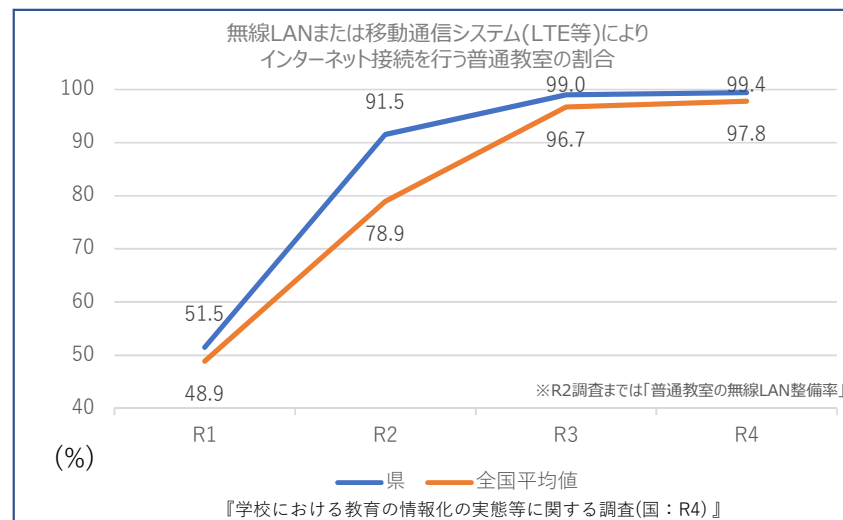
一方、ソフト面での環境整備としては、全県立学校に教育クラウドを導入し、授業等に活用しています。

今後、クラウドサービスやデジタル教材の活用が一層進むことが想定されるため、これらの通信需要に対応していくことも必要です。

あわせて、学校における児童生徒の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向けては、「埼玉県情報セキュリティポリシー」に基づき、安全の徹底を図っていますが、クラウドサービスの活用が前提となる中、新たなセキュリティ対策が求められています。

加えて、端末等の整備が進む中、これまでにない教育データの取得が可能となりつつありますが、その利活用は十分ではありません。

日々の学習等によって生じるデータを利活用することは、生徒の学びや教員の指導の一助となります。今後は、これらの教育データの整備を含めた「環境の変革」に向けた取組を進めることが重要です。



第2章 学校教育の情報化の現状と課題

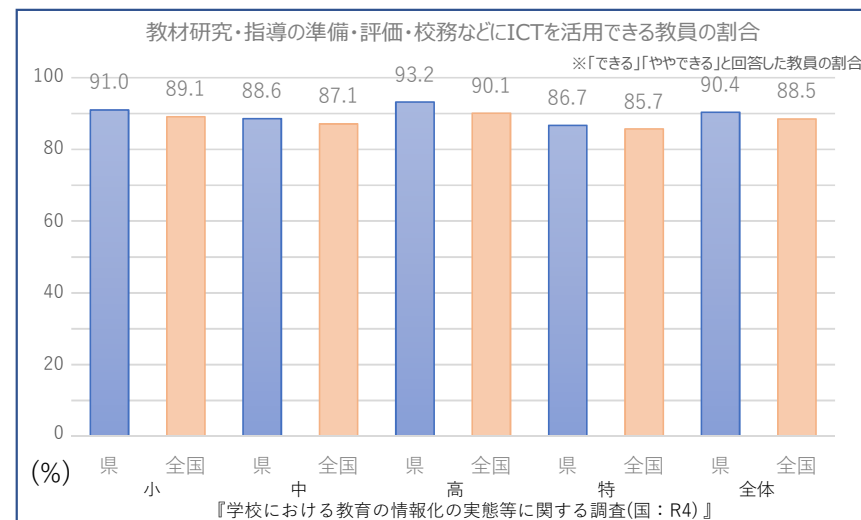
(4) 推進体制と校務

ICT活用の推進を図るため、活用事例や教材、研修コンテンツなどのデジタル資源を教職員向けのポータルサイトなどに掲載しています。

あわせて、県と全ての市町村とが参加する埼玉県ICT活用プロジェクトなどを通じて、学校や自治体を超え、域内でICTに関する知見や実践事例の共有が図れるよう取り組んでいます。今後、ICT活用による授業改善が一層推進される中で、関係機関等による更なる連携を図る必要があります。

また、ICTの活用によって、事務作業を効率化し、校務の改善を図り、教職員の負担軽減を図ることが重要です。

現在、クラウドサービスやペーパーレス支援ソフトなどを活用し、職員間の情報共有や書類作成の効率化に取り組んでいます。今後は、「校務の変革」に向け、こうしたシステム等を効果的に活用しながら、取組を一層進める必要があります。



第3章 基本方針

学校教育の情報化の推進は、法第1条に掲げるように、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的ととしています。

第4期埼玉県教育振興基本計画においても、「豊かな学び」で、県民の誰もが人生や社会の未来を切り拓き、一人一人が豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手となることを目指しています。加えて、計画全体に共通する視点として「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)*の推進」を掲げ、各施策に反映しています。

学校教育においては、新たな社会を創り、未来を担う児童生徒を育成するため、全ての児童生徒が自分の良さや可能性を引き出せる学びを推進することが重要です。デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出される教育が、今、改めて求められています。

その実現のためには、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠なものであり、単なる技術の導入にとどまらず、AI*やビッグデータといった先端技術の活用を前提とした教育に変革していく必要があります。

こうした変革を進めながら、児童生徒が問題の発見・解決に向けて、情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用できる能力を有し、自ら課題を見付け、自ら学び、考え、判断して行動し、他者と協働して持続可能な社会*の創り手となるよう、児童生徒一人一人が主役となる教育を推進する必要があります。

現状と課題に対応し、学校教育の情報化を推進するため、次の4つの基本方針を定めることとします。

第3章 基本方針

基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成

【学びの変革】

ICTの効果的な活用を推進し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒の情報活用能力を育成する教育を実践するとともに、多様な教育的ニーズを要する児童生徒へのきめ細かな対応の充実を図ります。

(基本方針の説明)

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学びの変革を図るため、ICTの効果的な活用を推進します。
- ICTを活用した学びの充実を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。
- 不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど児童生徒の多様なニーズに対し、ICTを最大限活用し、誰一人取り残すことなくきめ細かく支援し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学び、一人一人の能力を伸ばすための学びの機会を提供します。

第3章 基本方針

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上

【指導の変革】

教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や学校において推進力となる中核的人材の育成を進めるとともに、教員のICT活用をサポートする外部人材による支援を行います。

(基本方針の説明)

- 学習指導要領*を着実に実施し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現するため、全ての教員がICTを活用して指導できるよう研修の充実を図ります。
- 学校においてICTの効果的な活用方法を浸透させる推進力となる中核的人材を育成します。
- 県立学校において、教員の日常的なICT活用を支援するため、機器使用上のトラブル対応や、授業での活用をサポートする外部人材による助言や支援が受けられる体制を整備します。

第3章 基本方針

基本方針3 ICT活用環境の整備

【環境の変革】

ICT活用のための環境整備を行うとともに、児童生徒の個人情報保護と情報セキュリティ対策等に取り組み、併せて1人1台端末を前提とした教育データの利活用について調査・研究を進めます。

(基本方針の説明)

- 高等学校及び特別支援学校高等部の端末の整備については、個人所有端末の活用を基本としながら、必要な貸出用の端末を整備するとともに、県立学校におけるICTの活用を、当たり前で日常的なものとするよう、安定した通信環境の整備等を目指します。
- 埼玉県公立学校情報機器整備基金を活用し、市町村立小・中学校等の端末の更新・整備を支援します。
- 1人1台端末によるクラウドサービスの活用が進む中、全ての児童生徒が安全にICTを活用できるよう、個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保、著作権等の知的財産権への理解促進を図ります。
- 1人1台端末を前提としたICTの活用により新たに取得が可能となる教育データの効果的な利活用についての調査・研究を進めます。

第3章 基本方針

基本方針4 ICT活用推進体制の整備と校務DX*の推進

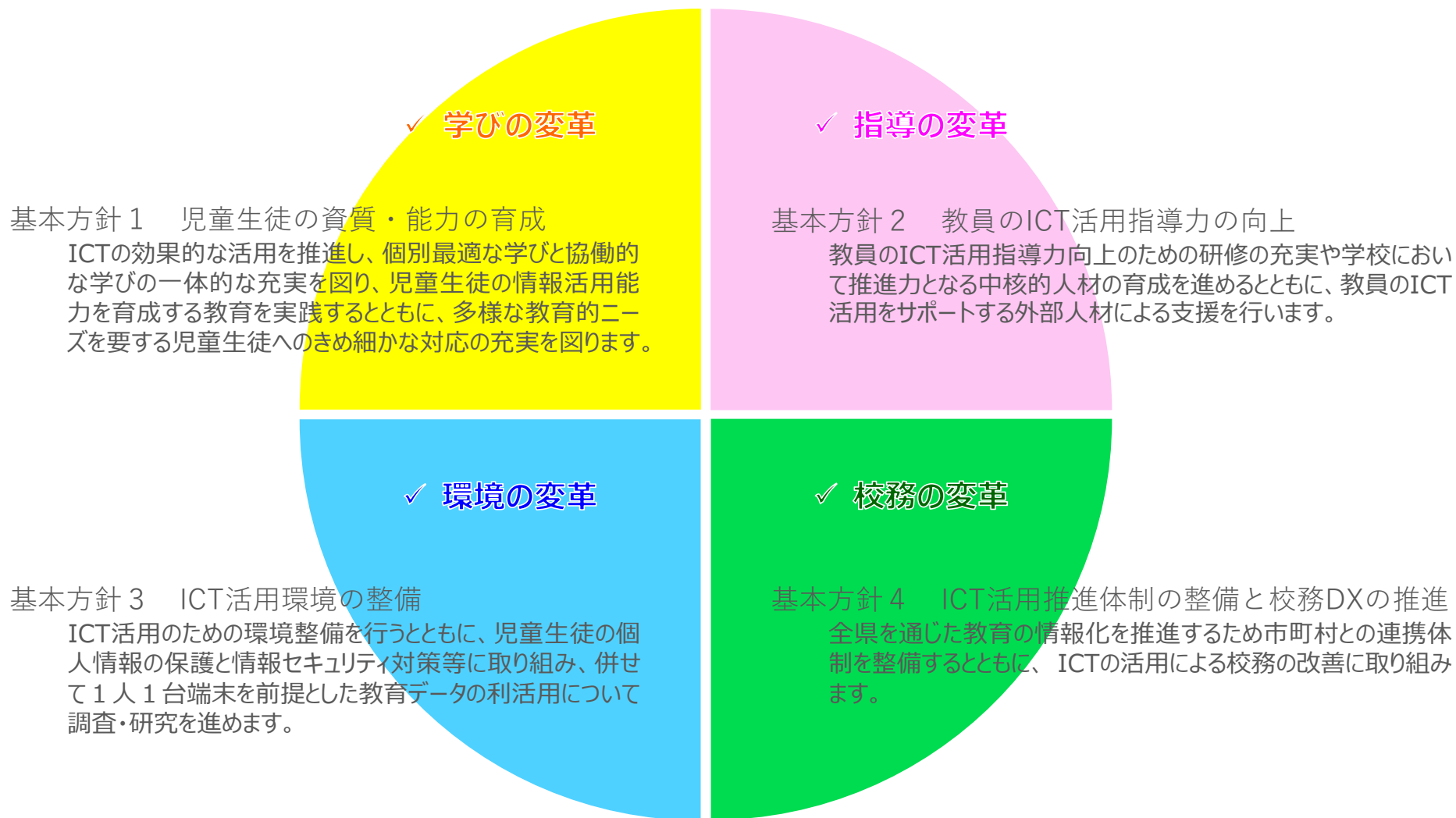
【校務の変革】

全県を通じた教育の情報化を推進するため市町村との連携体制を整備するとともに、ICTの活用による校務の改善に取り組みます。

(基本方針の説明)

- 全県を通じた教育の情報化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育を確保していくため、市町村との連携体制を整備し、広域的な連携を推進します。
- ICTを活用した事務の効率化を推進することで校務の改善を図り、教職員の負担軽減を図ります。

■ 各基本方針について



第4章 基本方針に基づく施策と取組

4つの基本方針の下、今後展開すべき施策を整理し、取組を推進します。

基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成

① ICTの効果的な活用による学びの変革

- ICTを学校教育における基盤的なツールとして活用し、多様な他者と協働しながら主体的に学び、話し合い、考えの統合を図る「協働的な学び」を進める中で、個々の児童生徒の状況に応じた学習を進める「個別最適な学び」の実現を図ります。
- ICTの活用を通じて「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、児童生徒が学ぶことへの興味や関心を持ち、主体的に取り組み、他者との対話を通じて自己の考えを広げ深めることで、自ら課題を見いだして解決策を考える「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

【主な取組】

- 各教科等の特質に応じたICTを活用した授業の実践
- 教科等横断的な学習*や探究活動*等において、ICTを効果的に活用し、課題を発見し、自分の考えを深める力を育成する授業の実践
- 各学校で実践されているICT活用に関する事例の収集とホームページ等を通じた情報共有

第4章 基本方針に基づく施策と取組

② 情報活用能力を育成する教育の充実

- 文字入力などの基本的操作の習得はもとより、プログラミング的思考*の育成や情報セキュリティについての理解など、児童生徒の発達段階を見通した体系表を活用し、情報活用能力の育成を図ります。
- 県立高校において、デジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報や数理・データサイエンス*・AIの活用を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的な学びを推進します。
- 情報社会の一員として、児童生徒が情報リテラシーを持って社会に参画できるよう、情報技術の利用に関する適切で責任ある規範意識や、情報を正しく安全に利用できる能力の育成を目指す情報モラル教育を推進します。

【主な取組】

- 「情報活用能力体系表 埼玉モデル」の活用推進
- 高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）採択校での実践
- データサイエンス・AIリテラシーを活用できる高校生育成研究事業指定校での実践
- 情報モラル等の現代的な課題を取り入れた道徳教育教材「彩の国の道徳*『未来に生きる』」の活用推進
- 児童生徒自身によるネット利用のルールづくり活動の推進
- ネット上の見守り活動から得られた情報を活用した啓発資料の活用推進

第4章 基本方針に基づく施策と取組

③ 多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進

- 特別支援教育においては、児童生徒の持てる力を高め、障害による生活や学習上の困難を改善又は克服するため、各教科等における指導のほか、自立活動においてICTの活用を推進し、障害の特性に応じた教育の充実に取り組みます。
- 学校における学びが困難な不登校や病気療養中などの児童生徒に対しては、オンライン等を活用した授業配信やICT教材の提供、遠隔での相談の実施など様々な教育機会の提供を図ります。
- 生徒指導上の課題への対応の参考とするため、1人1台端末の活用について検討し、児童生徒の心の状況変化等の早期把握、早期対応につながる取組について研究します。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、ICTを活用することにより、一層の教育の充実に向けて取り組みます。

第4章 基本方針に基づく施策と取組

③ 多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進（続き）

【主な取組】

- 入出力支援装置や学習・支援アプリなどの活用による障害の特性に応じた学習活動の推進
- 障害種に対応したICT活用事例の収集と共有
- オンラインによる教育相談の実施とメタバースを活用した支援に関する研究
- 病気療養中の児童生徒に対するオンライン授業の実施
- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」に関する研究
- 日本語支援員によるオンライン日本語教室の実施

④ 健康面への配慮

- 姿勢悪化や視力低下などの健康面はもとより、ネット・ゲーム依存などに留意した端末等の利用について啓発・指導を行います。

【主な取組】

- 文部科学省作成の目の健康を守るための啓発資料の活用推進
- 専門家が作成したネット・ゲーム依存の理解と対応の仕方に関する動画教材の活用推進

第4章 基本方針に基づく施策と取組

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上

① 教員の資質向上のための研修の充実

- 主体的・対話的で深い学びの実現を図り、その実践を更に効果的なものとするために、全ての教員が様々な学習場面においてICTを活用できるよう、学校訪問型の個別研修やオンラインでの研修の機会を増やすとともに、内容の充実を図ります。
- 総合教育センターを中心としたICT活用指導力の育成に資する教員研修の充実と併せ、教員が主体的に自らの指導力の向上を図れるよう、県作成の研修資料を活用した取組を推進します。
- ICTを活用し、教職員が場所や時間の制約を超えて学べる機会の充実を図ります。

【主な取組】

- 県立学校からの個別の相談に応じるオーダーメイド型の研修の実施
- 各年次研修や専門研修における授業での具体的なICT活用に係る研修の充実
- 教育DXのポイントとなる基礎的知識の習得を目指した研修の実施
- 「埼玉県立学校版 教師のICT活用指導力向上のためのループリック*」の活用推進
- オンラインによる研修の実施や動画の配信

第4章 基本方針に基づく施策と取組

② 中核となる人材の育成と指導・活用方法の共有

- ICT活用プロジェクトを通じて、学校においてICT活用の推進力となる中核的人材を育成します。
- ICT活用プロジェクトでの授業モデルの公開やICTを効果的に活用している事例の収集とホームページ等での発信を通じ、指導・活用方法の共有を図ります。
- 県立学校での日常的なICT活用を支援するため、機器使用上のトラブル対応に加え、授業での活用など、教員のICT活用指導力の向上に向けた外部人材による助言や支援が受けられる体制を整備します。

【主な取組】

- ICTの活用に積極的な教員によるプロジェクトチームでの授業モデルや校内研修プログラムの検討
- 各学校で実践されているICT活用に関する事例の収集とホームページ等を通じた情報共有【再掲】
- 教員のICT活用をサポートする外部人材の活用
- ICTに関する高度な専門的知識や経験を有する外部人材の活用や組織体制についての検討

第4章 基本方針に基づく施策と取組

③ 調査研究の推進

- 1人1台端末の下でのICT活用に係るこれまでの調査研究成果を活用するとともに、引き続きデジタル教材やデジタルツール等の効果的な活用方法及び遠隔授業などについて調査・研究を進め、その成果の活用を推進します。
- 児童生徒の学習データ（スタディ・ログ）や生活・健康データ（ライフ・ログ）を活用し、児童生徒の個別最適な学びを充実させるほか、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応につなげるなどの教育データの利活用に関する調査・研究を進め、指導に生かします。

【主な取組】

- 学校教育の情報化に関するこれまでの調査研究成果の活用推進
- 教科等横断的な学習の実施につながるICTの活用や校務の効率化につながるデジタルツールの活用など新たな調査研究の実施
- ICTの活用に積極的な教員によるプロジェクトチームでの授業モデルや校内研修プログラムの検討【再掲】
- 教員確保が困難な教科等におけるICTを活用した遠隔授業や大学による遠隔授業の導入に向けた実証
- ラーニングアナリティクスシステムによる個別最適な学びの実現に関する研究
- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」に関する研究【再掲】

第4章 基本方針に基づく施策と取組

基本方針3 ICT活用環境の整備

① ICT教育環境の整備

- 高等学校及び特別支援学校高等部の端末の整備については、個人所有端末の活用を基本とし、必要な貸出用端末の整備や端末注文サイトの構築等による支援を行います。あわせて、視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズへの配慮を踏まえ適切なICT環境の整備を進めます。
- 全県立学校に導入の教育クラウドについて適正な運用を図るとともに、通信環境については、1人1台端末の利用を前提に、安定的でより高度な利用に耐えうる環境の整備を目指します。
- 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたネットワークを検討し、利便性とセキュリティの双方を担保した新たな教育情報ネットワークを構築します。
- 市町村立小・中学校等の端末については、「埼玉県共同調達会議」において仕様等について検討し、効率的な整備を推進します。

第4章 基本方針に基づく施策と取組

① ICT教育環境の整備（続き）

【主な取組】

- 経済的に困窮する世帯等に対する貸出用端末の整備
- 県立高校等の1人1台端末の整備に向けた県教育委員会による端末注文サイトの構築
- 端末操作が困難な児童生徒の使用を助ける入出力支援装置の整備
- 1人1台端末の活用を支える教育クラウドの運用
- クラウドサービスの利用を前提とした教育活動に必要な通信環境の整備
- ネットワークの分離を必要としない新たなネットワークの構築と校務用端末・授業用端末の統合
- 県と全ての市町村から成る1人1台端末の更新に向けた「埼玉県共同調達会議」の設置、運営
- 県全体での校務支援システムの在り方の研究と市町村のネットワーク調達の支援

第4章 基本方針に基づく施策と取組

② 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等の徹底

- 「埼玉県情報セキュリティポリシー」等の関係規程に基づき、個人情報の保護、情報漏えいの防止、不正アクセス対策等に取り組みます。
- 新たなネットワークへの移行に合わせ、クラウドサービスの日常的活用を前提とした新たなセキュリティ関係規程を整備します。
- デジタル時代における多様な情報を活用した学習を実施する上で、知的財産権の侵害を防ぐため、著作権等に関する理解を深める取組を推進します。

【主な取組】

- 教職員を対象とした情報セキュリティに係る研修の実施
- 県立学校への監査の実施による情報セキュリティ対策についての確認・指導
- 関係法令や国のガイドラインの改定を踏まえた新たな教育情報セキュリティポリシーの策定
- 公衆送信権をはじめとする著作権に関する理解の促進に向けた研修の実施
- ICTを活用した授業における著作物の適正利用のための授業目的公衆送信補償金制度の活用
- 生成AI*等、新たな技術の活用における適切な情報の取扱いと効果的な活用の検討

第4章 基本方針に基づく施策と取組

③ 教育データの利活用の推進

- 1人1台端末環境を前提とし、個人情報保護等に十分留意した上で、教育データの利活用に向けたデータの収集や活用方法などについての検討を行います。
- 児童生徒の学習データ（スタディ・ログ）や生活・健康データ（ライフ・ログ）を活用し、児童生徒の個別最適な学びを充実させるほか、支援が必要な児童生徒の早期発見・早期対応につなげるなどの教育データの利活用に関する調査・研究を進め、指導に生かします。【再掲】

【主な取組】

- 教育データの利活用に向けた課所横断的な組織での検討
- 埼玉県学力・学習状況調査*のCBT実施と調査結果データの分析・活用支援
- ラーニングアナリティクスシステムによる個別最適な学びの実現に関する研究【再掲】
- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」に関する研究【再掲】
- 採点業務の効率化と回答データの分析が可能となるデジタル採点システムの活用

第4章 基本方針に基づく施策と取組

基本方針4 ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進

① 広域的な連携体制の整備

- 県内全域においてICTを活用した学びが推進されるよう、自治体間や教員間において実践事例の共有や意見交換を行う場を設け、広域的な連携を推進します。
- ICT活用プロジェクトでの授業モデルの公開やICTを効果的に活用している事例の収集とホームページ等での発信を通じ、指導・活用方法の共有を図ります。【再掲】
- 県立学校での日常的なICT活用を支援するため、機器使用上のトラブル対応に加え、授業での活用など、教員のICT活用指導力の向上に向けた外部人材による助言や支援が受けられる体制を整備します。【再掲】

【主な取組】

- 人材育成と実践事例の共有を目的としたICT活用プロジェクトの実施
- 全ての市町村が参加し情報共有を図る埼玉県GIGAスクール構想推進会議の開催
- 各学校で実践されているICT活用に関する事例の収集とホームページ等を通じた情報共有【再掲】
- 教員のICT活用をサポートする外部人材の活用【再掲】
- ICTに関する高度な専門的知識や経験を有する外部人材の活用や組織体制についての検討【再掲】

第4章 基本方針に基づく施策と取組

② 校務の改善

- 県立学校において、クラウドサービスやペーパーレス支援ソフト、校務支援に係る各種システムの活用による事務の効率化を進め、校務に係る教職員の負担軽減を図ります。
- 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたネットワークを検討し、利便性とセキュリティの双方を担保した新たな教育情報ネットワークを構築します。【再掲】

【主な取組】

- 校務の改善につながるクラウドサービスやペーパーレス支援ソフト等の活用と事例の共有
- 全ての県立学校において校務支援システムを運用
- 採点業務の効率化と回答データの分析が可能となるデジタル採点システムの活用【再掲】
- 全ての県立高校及び県立中学校において電子出願システムを導入
- ネットワークの分離を必要としない新たなネットワークの構築と校務用端末・授業用端末の統合【再掲】

■ 体系

【基本方針】

■ 児童生徒の資質・能力の育成 【学びの変革】



- ① ICTの効果的な活用による学びの変革
- ② 情報活用能力を育成する教育の充実
- ③ 多様な教育的ニーズを要する児童生徒の学びへのICT活用の推進
- ④ 健康面への配慮

■ 教員のICT活用指導力の向上 【指導の変革】



- ① 教員の資質向上のための研修の充実
- ② 中核となる人材の育成と指導・活用方法の共有
- ③ 調査研究の推進

■ ICT活用環境の整備 【環境の変革】



- ① ICT教育環境の整備
- ② 個人情報保護・情報セキュリティ対策等の徹底
- ③ 教育データの利活用の推進

■ ICT活用推進体制の整備と 校務DXの推進 【校務の変革】



- ① 広域的な連携体制の整備
- ② 校務の改善

【施策】

【主な取組】

- ・ 各教科等の特質に応じたICTを活用した授業実践
- ・ 教科等横断的な学習等におけるICTを活用した授業実践
- ・ 「情報活用能力体系表 埼玉モデル」の活用
- ・ DXハイスクール採択校での実践
- ・ 情報モラルを育成する教育の推進
- ・ 障害の特性に応じた学習活動の推進
- ・ ICTを活用した教育機会の充実
- ・ 啓発資料の活用
- ・ ネット依存等に関する動画の作成・活用

- ・ 研修(年次・要請等)の充実
- ・ 「埼玉県立学校版 教師のICT活用指導力向上のためのループリック」の活用
- ・ ICT活用プロジェクトの実施
- ・ ホームページ等での事例共有
- ・ 外部人材の活用
- ・ ICTを活用した遠隔授業の導入に向けた実証
- ・ 個別最適な学びの研究
- ・ 「心の健康観察」の研究

- ・ 1人1台端末の整備
- ・ 新たなネットワークの構築
- ・ 市町村端末の共同調達の実施
- ・ 教職員向け研修会の実施
- ・ 教育情報セキュリティポリシーの策定
- ・ 著作権等に関する研修の実施
- ・ 個別最適な学びの研究【再掲】
- ・ 「心の健康観察」の研究【再掲】

- ・ ICT活用プロジェクトの実施【再掲】
- ・ ホームページ等での事例共有【再掲】
- ・ 外部人材の活用【再掲】
- ・ クラウドサービス等の活用
- ・ 各種システム(校務・採点・出願など)の活用
- ・ 新たなネットワークの構築【再掲】

第5章 計画の推進

(1) 社会全体で取り組むための役割分担と共通理解の促進

第3章で掲げた基本方針を実現し、各施策を着実に実施していくためには、国、都道府県、市町村、学校が適切な役割分担の下で、協力して取り組んでいくことが重要です。

➤ <参考> 国の「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月策定）で示された役割分担

【国】

全国的な教育の機会均等や、教育水準の維持向上について責任を負う。また、ナショナルスタンダードとしての学校ICT環境について戦略目標を示し、リーダーシップをとって基盤整備を促進する。地方自治体や学校においてICTを効果的に活用した教育を実施するため、必要な支援を行う。本計画の周知を図り、学校教育の情報化が果たされるよう社会全体への旗振りを行う。

【都道府県】

高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校の設置者として、学校運営への支援や環境整備を含め、学校教育の情報化について直接的な責任を負う。広域的に市町村の学校教育の情報化に指導・助言するとともに、自治体間の連携の促進を図り、市町村の要望に応じてICT端末や通信契約の広域調達を含めたICT環境整備に対する支援を行う。

【市町村】

小中学校等の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。

第5章 計画の推進

- <参考> 国の「学校教育情報化推進計画」（令和4年12月策定）で示された役割分担（続き）

【学校】

教育における最前線の現場として、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

これらの国や地方自治体、学校の連携、協力に加えて、家庭や地域等の関係者が、学校教育におけるICT活用の意義やその方針等について共通理解を図り、取り組んでいくことも重要です。

このため、本計画と各種施策について、丁寧な説明と積極的な情報発信を行い、学校教育の情報化を推進していきます。

第5章 計画の推進

(2) 計画の着実な実現（指標設定）

本計画で示した取組を着実に進めるため、基本方針ごとに指標を設けます。指標は、文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（以下「実態調査」という。）などを活用します。

また、県教育局に設置の会議体において、各施策の展開について情報共有を図るとともに、本計画に基づく施策の進捗管理を行います。

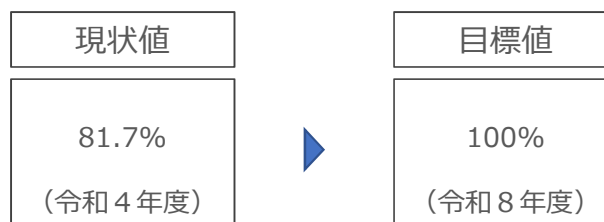
各指標については、毎年度評価を行い、次年度の施策等へ反映します。

第5章 計画の推進

基本方針1 児童生徒の資質・能力の育成

(指標)

児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合（全校種計）



※実態調査で「できる」「ややできる」と回答した教員の割合

(指標設定の考え方)

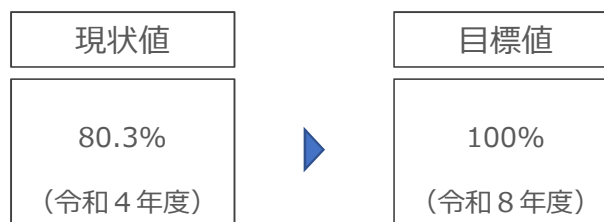
児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択し、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、ICTを活用する指導を充実することで、児童生徒の資質・能力の育成を目指します。

第5章 計画の推進

基本方針2 教員のICT活用指導力の向上

(指標)

授業にICTを活用して指導できる教員の割合（全校種計）



※実態調査で「できる」「ややできる」と回答した教員の割合

(指標設定の考え方)

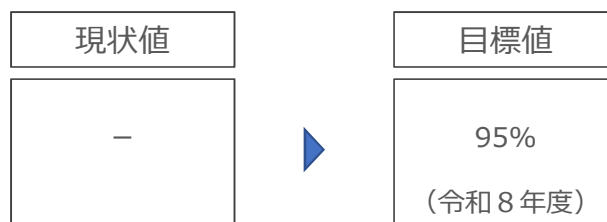
児童生徒の興味・関心を高め、課題を明確につかませるために1人1台端末などを活用して資料を効果的に提示することや、学習用ソフトウェアなどを活用し児童生徒の理解・習熟の程度に応じた課題に取り組ませることで、授業の質の向上を目指します。

第5章 計画の推進

基本方針3 ICT活用環境の整備

(指標)

学習者用コンピュータの更新・整備状況



(指標設定の考え方)

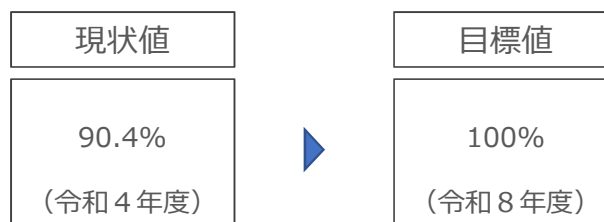
埼玉県公立学校情報機器整備基金を活用し、令和10年度までに公立学校の学習者用コンピュータ等の更新・整備を円滑に実施することを目指します。

第5章 計画の推進

基本方針4 ICT活用推進体制の整備と校務DXの推進

(指標)

教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用できる教員の割合（全校種計）



※実態調査で「できる」「ややできる」と回答した教員の割合

(指標設定の考え方)

授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などの作成と校内での共有、児童生徒の学習状況等の把握などについてICTを効率的、効果的に活用し、校務の改善を目指します。

参考資料

用語の解説 本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	頁
あ	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報（Information）や通信（Communication）に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（情報技術）があるが、総務省の「IT政策大綱」が平成16年から「ICT政策大綱」に変更されるなど、日本でもICTという表現が定着しつつある。	2-8,10-26,28,30-32,34-37
	AI	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。	11,18
か	学習指導要領	文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。	13
	GIGAスクール構想	GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現させる構想。	4,7,8,28
	教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）	教育分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）のこと。学習モデルの構造等が質的に変革し、新たな価値が創出される。 ※「デジタルトランスフォーメーション」については、P41の解説を参照してください。	11,21
	教科等横断的な学習	文系・理系といった枠に捉われず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決に生かしていくための学習。	17,23,30

参考資料

行	用語	説明	頁
か	協働的な学び	探究的な学習や体験活動等において、他者と協働して活動すること。同一学年・学級の児童生徒同士の学び合いだけでなく、異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学び合い、地域の方々や多様な専門家との協働なども含む。	6,12,13, 16,17, 32
	クラウド（クラウドサービス）	利用者が手元のコンピューターで利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するサービス。雲（クラウド）の中にシステムがあるかのように、提供されるシステムの物理的なコンピューター（サーバー）の所在地が意識されないことからこのように呼ばれている。	6,9,10, 14,24- 26,29, 30
	個別最適な学び	目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることや個々の児童生徒の興味・関心等に応じて、学習を深め、広げる学び。	6,12,13, 16,17,2 3,27,30, 32
	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症が招いた災難や危機的状況。	4
さ	埼玉県学力・学習状況調査	本県の子供たちの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校4年生から中学校3年生までを対象としたもの。学習内容の定着度や一人一人の学力の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自己効力感、自制心、勤勉性、やりぬく力、向社会性の非認知能力についても調査をしている。	27
	彩の国の道徳	児童生徒の豊かな心を育むために、平成21年度に県独自の道徳教育教材資料集として作成したもの。全5種類で小学校版3種（低・中・高学年）、中学校版、高等学校版がある。平成24年3月には東日本大震災を題材とした道徳教育指導資料集「彩の国の道徳『心の絆』」を作成した。令和4年3月には情報モラルをはじめ、子供たちが直面する現代的な課題や社会的な問題が題材の教材集「彩の国の道徳『未来に生きる』」を作成した。	18

参考資料

行	用語	説明	頁
さ	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスが取れた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。	11
	主体的・対話的で深い学び	「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、協働、対話、考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。「深い学び」とは、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること等に向かうこと。	5,12,13, 17,21
	情報活用能力	学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力。このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む。	4,12,16, 18,30
	生成AI	あらかじめ膨大な量の情報から深層学習によって構築した大規模言語モデル（LLM（Large Language Models））に基づき、ある単語や文章の次に来る単語や文章を推測し、「統計的にそれらしい応答」を生成するもの。	26
	全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、全国的に子供たちの学力・学習状況を把握するための調査で、小学校6年生及び中学校3年生を対象としたもの。	4
た	探究活動	自分で課題を見付け、目的に応じて情報を収集し、その整理・分析を行い、まとめ・表現したり、コミュニケーションを図ったり、振り返ったりすること。	17
	データサイエンス	統計学、数学、コンピュータ科学などを利用し、大量のデータから意味のある情報や規則性、関連性などを導き出す手法を研究する学問分野。	18

参考資料

行	用語	説明	頁
た	デジタルトランスフォーメーション (DX)	デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり、効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。	15,16,18,28,30,37
は	プログラミング的思考	自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力	18
ら	ラーニングアナリティクス	データの分析に基づいてより効果的な教育・学習を実現することを目的とした学問分野。	23,27
	ルーブリック	成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語 (評価規準) からなる評価基準表。	21,30